

# 食品安全情報（化学物質） No. 20/ 2013 (2013. 10. 02)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## <注目記事>

### 【FSA】 カニのカドミウム対策

FSAは、各種加工工程によりカニみそのカドミウム（Cd）量を低減する方法を探るためのワーキンググループを組織した。このグループでは、カニ加工産業向けのCd低減のためのガイダンスを作成する予定である。さらに、FSAはカニみそに含まれるCd量に関する調査結果を公表した。カニみそ由来のCd量は、全体のCd暴露量への寄与率は低いものの、検体の中には高濃度を含むものも存在することから懸念されている。

\*ポイント： 日本でCdというとコメが問題になりますが、食品中濃度ではコメよりもカニみそ、貝類及び頭足類の内臓の方が高い傾向があります。しかしながら、Cdは長期暴露が問題なので、たまにしか食べないカニみそよりも、毎日暴露するような喫煙やコメの方が食品安全上の問題としては遙かに重要というわけです。ちなみに、食品安全委員会の評価では、1日20本の喫煙で約1~2 $\mu$ gのCdを体内に摂取している推定されています。

### 【EFSA】 食品のリスク及びベネフィットについてのコミュニケーションを促す FoodRisC プロジェクト

欧州の消費者は、食品のリスク及びベネフィットについての膨大な量の、いくつかは矛盾するあるいは混乱すると認識される情報にしばしば圧倒されている。2013年9月12日、「食品関連問題についてのコミュニケーションの新しい課題」についてのFoodRisC/EFSA会合において、FoodRisCプロジェクトの研究結果が発表された。FoodRisCプロジェクトは、食品に関連する問題を効果的に普及するためコミュニケーターを援助し、明確なメッセージにより消費者の理解を促進することを目的としたEU出資の3年半のプロジェクトである。

\*ポイント： この研究成果で興味深い点は、現在の食品についてのコミュニケーションにおいて、テレビや新聞といった伝統メディアに加えてソーシャルメディア（Twitter、Facebook、動画や画像共有サイト等）の影響が非常に大きいと捉えているところです。ソーシャルメディアを監視することで、消費者が食品関連の問題について、今何を問題だと考え、どのように認識しているかを知り、消費者が議論している内容が間違っていないかを確認することを薦めています。さらに、もし間違った情報が流れていた場合には、その間違った情報のみがウェブ上にいつまでも残らないように修正していかなければならないとも指摘しています。

もうひとつ興味深い点は、食品のリスクについての専門家と消費者の認識のギャップを述べているところです。このプロジェクトの調査では、専門家や食品関係者はしばしば食品のリスクを「必ずしも避けることができるとは限らない」事態と認識しているのに対し、消費者はしばしば食品のリスクを「避けられるし、避けるべきだ」と感じていると報告しています。この認識のギャップを埋め、リスク対策とはリスクをなくす（避ける）ことではなく許容できる程度まで小さくすることであると消費者へ伝えていくことが、消費者との今後のコミュニケーションで最も重要なことでしょう。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【EC】](#)

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書：モザンビーク、セルビア、スロバキア、ポーランド、英国
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. EFSA は FoodRisC プロジェクトの最終結果を歓迎する
2. イタリアによる遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の Regulation (EC) No 1829/2003 第 34 条による緊急対策通知に関連する欧州委員会からの要請についての科学的意見
3. 第 49 回助言フォーラム会合
4. 2009～2011 年の欧州食品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオール（3-MCPD）分析と予備的暴露評価

### [【FSA】](#)

1. カニのカドミウム対策
2. 科学とエビデンスに関する主任科学者の報告書発表
3. 新規食品成分の申請に関する意見募集：D-ベータ-ヒドロキシ酪酸エステル

### [【COC】](#)

1. 19 September 2013 の議題

### [【NHS】](#)

1. Behind the headlines：恐ろしい DNP 「ダイエット薬」に警告

### [【ANSES】](#)

1. 学校での朝のおやつ
2. ECHA はビスフェノール A をより厳しく分類するという ANSES の提案をパブリックコメント募集に進めた

### [【EVIRA】](#)

1. 栄養及び健康強調表示コントロールガイドライン

### [【FDA】](#)

1. 公示
2. 警告文書（2013 年 9 月 17 日、24 日公表分）
3. FDA は食品添加物安全性事務所への電子申請についての企業向け訓練ビデオシリーズを発表

### [【NTP】](#)

1. 発がん物質報告書候補：情報を求める

### [【EPA】](#)

1. EPA は HBCD のより安全な代用品を含む難燃剤を評価

### [【USDA】](#)

1. USDA は農業の共存にパブリックコメント募集を発表
2. 米国のオーガニック企業はオーガニック貿易の米日パートナーシップを賞賛
3. Genective のグリホサート耐性トウモロコシ、Monsanto のグリホサート耐性キャノーラ、monsanto の雄性不稔トウモロコシの規制解除

### [【FSANZ】](#)

1. 通知

### [【TGA】](#)

1. 補完医薬品：コンプライアンスレビューにより ARTG から取り消されたもののリスト

### [【MPI】](#)

1. 単花マヌカハニーの定義オプション
2. 生肉中の亜硫酸塩調査

### [【香港政府ニュース】](#)

1. 政府は調製粉乳の供給を確保する

## 2. 食品から違法色素発見

### 【MFDS】

1. 説明資料 (NEWSIS など「イムネヒョン (林來玄：民主党の議員) 福島県水産物先月まで輸入された」という記事関連)
2. 説明資料 (京郷新聞が報道した「日本全国水産物の放射能検出」関連)
3. 食品医薬品安全庁、日本の水産庁関係官面談
4. 海外インターネットサイトの販売商品の購入に注意！

### 【FSSAI】

#### 1. 食品安全基準と FAQ

### 【その他】

- ・ 食品安全関係情報 (食品安全委員会) から
- ・ (ProMED-mail) 原因不明の病気、子ども インド (第2報) : ビハール
- ・ (ProMED-mail) テトロドトキシン中毒、ヒト フランス (レユニオン)
- ・ (ProMED-mail) 麻痺性貝毒中毒-オーストラリア (西オーストラリア) 警告
- ・ (ProMED-mail) 砒素中毒、水 中国 (貴州)
- ・ (EurekAlert) TV の医薬品宣伝 : 偽りのない真実？

---

## ● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

### 1. 食品獣医局 (FVO) 査察報告書

- モザンビーク 水産物、生きた動物及び動物製品の残留物質及び汚染物質のコントロール

MZ Mozambique - Fishery Products and the control of residues and contaminants in live animals and animal products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2013-6766](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6766)

2013年4月22日～5月3日に実施した、モザンビークにおけるEU輸出向けの水産物、生きた動物及び動物製品に関する所轄官庁による公的コントロールの実施状況の評価を目的としたFVO査察の報告書。2007年の前回査察時より改善がみられるが、水産物の衛生状態、動物用医薬品の使用及び残留モニタリング計画の実施や検査能力等に欠陥がある。

- セルビア 生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品を含む残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

RS Serbia - evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal products including controls on veterinary medicinal products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2013-6763](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6763)

2013年4月15～19日に実施した、セルビアにおける生きた動物及び動物製品の残留物モニタリングに関するFVO査察報告書。おおむねEUの要求を満たしているが、残留コントロールにおける混蔵乳のサンプリング計画や家禽の抗コキシジウム剤に関するフォロー

アップに欠陥がある。

- スロバキア 汚染物質

Slovakia—Contaminants

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2013-6662](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6662)

2013年2月26日～3月8日に実施した、スロバキアにおける食品中の汚染物質管理に関するFVO査察報告書。欠陥はいくつかあるものの、おおむね適切に管理されている。

- ポーランド 農薬

Poland—Pesticides

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2013-6640](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6640)

2013年5月28日～6月5日に実施した、ポーランドにおける農薬管理に関するFVO査察報告書。ほぼ適切に管理されている。

- 英国 生きた動物及び動物製品の残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

United Kingdom—evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2013-6906](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2013-6906)

2013年4月22日～5月3日に実施した、英国における生きた動物及び動物製品の残留物質モニタリングに関するFVO査察報告書。全体的に効果的に管理されているが、ウマ肉の残留物に法令違反が見つかり、さまざまな欠陥が指摘されている。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2013年第38週～第39週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

\* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

### 警報通知 (Alert Notifications)

オランダ産飼料用ピーナツ絞り粕のアフラトキシン (B<sub>1</sub>=38.8 µg/kg)、ドイツ産カイエンペッパーのアフラトキシン (B<sub>1</sub>=26.43; Tot.=53.43 µg/kg)、ブラジル産マンゴーのオメトエート (0.048 mg/kg)、トルコ産ピスタチオのアフラトキシン (B<sub>1</sub>=12.7; Tot.=13.2 µg/kg)、

オーストリア産コーンフレークのグルテン非表示 (42 mg/kg)、ウクライナ及びモルドバ産飼料用ナタネのダイオキシシ (2.3; 2.6; 2.7 ng/kg) 及びダイオキシシ様 PCB (合計 2.4; 2.8; 2.9 ng/kg)、カナダ産冷凍エビのカドミウム (1.09 mg/kg)、オランダ経由韓国産乾燥コンブのヨウ素の高含有量 (3078 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキの水銀 (1.6 mg/kg) など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

スロバキア産トウモロコシのアフラトキシシ ( $B_1=21.6$ ; Tot.=77.4  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、中国産鍋セットの高濃度の総溶出量 (14.3; 79.4; 61.7  $\text{mg}/\text{dm}^2$ )、スペイン産チルドマグロ切り身のヒスタミン (240 mg/kg)、インド産酵素製剤の禁止物質クロラムフェニコール (92  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、スペイン産真空パックメカジキ切り身の水銀 (1.26 mg/kg)、マルタ産チルドメカジキ切り身の水銀 (2.81 mg/kg)、日本経由インド産酵素製剤の禁止物質クロラムフェニコール (510; 180  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、ルーマニア産トウモロコシのアフラトキシシ ( $B_1=20.5$  /  $B_1=39.8$   $\mu\text{g}/\text{kg}$ ) スウェーデン産ルバーブパイのタマゴ非表示 (フィンランド語のみ)、ベトナム産冷凍赤ティラピアのスルファジアジン(199  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、インド産チルドアオザメの水銀(2.8 mg/kg)、スペイン産生鮮マグロのヒスタミン(120; 140; 160 mg/kg)、デンマーク経由中国産塩水入りイセエビ缶詰の未承認照射(144133; 198244)、ドイツ経由エクアドル産飼料用マグロのカドミウム (3 mg/kg)、コスタリカ産タロイモのトリアジメノール(0.74 mg/kg)及びトリアジメホン(2.2 mg/kg)、インド産飼料用キシラナーゼの禁止物質クロラムフェニコール(6.0; 27.0; 88.0; 20000; 47000  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、スペイン産キハダマグロのカルパッチョのヒスタミン(3.170 mg/kg)、スペイン産チルドマグロ切り身の一酸化炭素処理(410 mg/kg)など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

スウェーデン経由英国産・米国産・ベルギー産・オランダ経由米国産・英国産及びハンガリー産食品サプリメントの未承認物質シネフリン、チェコ共和国経由スロバキア包装原料中国産及びポーランド経由中国産乾燥クコの実の残留農薬 (11 についてハザード比 1 以上; 17 についてハザード比 1 以上)、オランダ経由中国産乾燥海藻のヨウ素の高含有量(47.7  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、オランダ経由タイ産酢漬け紅ショウガのエリスロシンの高濃度の E954 サッカリン (266 mg/kg)及び未承認着色料 E127 の使用、オランダ産発送酵素製剤の禁止物質クロラムフェニコール(7.48  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、ドイツ産牛用補助飼料のカドミウム(1.43 mg/kg)、ベルギー産 BBQ ソースの E-200 ソルビン酸高含有量(1449 mg/kg)など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

インド産粉末コショウのアフラトキシシ ( $B_1=14.7$ ; Tot.=16.1  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、ナイジェリア産メロンの種のアフラトキシシ ( $B_1=30$ ; Tot.=36  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、イスラエル産冷凍七面鳥の未承認物質クロピドール (97  $\mu\text{g}/\text{kg}$  ; 38  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、トルコ産乾燥アプリコットの高濃度の亜硫酸塩含有量 (2963 mg/kg ; 2522 mg/kg)、モロッコ産塩水入り種を取った緑オリーブのクロルピリホス (0.6 mg/kg)、タイ産ナスのオメトエート (0.87 mg/kg)、中国産サツマイモバーミセリの高濃度のアルミニウム含有量 (51 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシシ ( $B_1=11.4$ ; Tot.=31.4  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、中国産煎った殻つきピーナッツのオクラトキシシ A(33

μg/kg)、中国産冷凍エビの禁止物質ニトロフラン・フラズリドン (3.2 μg/kg)、トルコ産ピスタチオ穀粒のアフラトキシン (B<sub>1</sub>=24 μg/kg)、イスラエル産冷凍七面鳥胸肉の未承認物質クロピドール (20 μg/kg)、イラン産糖尿病患者用低カロリー甘味料の非表示ラクトース (61 /100g)・グルコース(80; 0.82 /100g)・マルトース(2.2 /100g)、中国産鉄製カトラリーからのクロムの溶出(0.7 mg/kg)・高濃度の総溶出量(17.4 mg/kg)、中国産ステンレスナイフセットからのクロム (0.49 mg/kg)・ニッケル(0.35 mg/kg)・マンガン(0.39 mg/kg)の溶出、中国産プラスチックアイス容器からの高濃度総溶出量(483.02 mg/dm<sup>2</sup>)、中国産殻つきピーナッツのアフラトキシン(B<sub>1</sub>=12.4; Tot.=33.6 μg/kg)、スリランカ産トウガラシ粉のアフラトキシン(B<sub>1</sub>=33.4; Tot.=35.2 μg/kg)など。

他、アフラトキシン等多数。

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. EFSA は FoodRisC プロジェクトの最終結果を歓迎する

EFSA pleased to support final outcomes of FoodRisC project

24 September 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130924.htm>

EFSA は、消費者の食品に関するリスク及びベネフィットのコミュニケーションについての認識を検討する EU 出資の 3 年半の研究プロジェクト「FoodRisC」を終える会議に参加した。EFSA のコミュニケーション部門長 Anne-Laure Gassin は、「FoodRisC プロジェクトは、EFSA の将来の仕事に役立つ多くの成果を生んだ」と述べた。

● FoodRisC

食品のリスク及びベネフィットについてのコミュニケーションを促す FoodRisC プロジェクト

Press release: FoodRisC project facilitates communication on food risks and benefits

Brussels – 12 September 2013

[http://www.foodrisc.org/press-release-foodrisc-project-facilitates-communication-on-food-risks-and-benefits\\_64.html](http://www.foodrisc.org/press-release-foodrisc-project-facilitates-communication-on-food-risks-and-benefits_64.html)

欧州の消費者は、食品のリスク及びベネフィットについての膨大な量の、いくつかは矛盾するあるいは混乱すると認識される情報にしばしば圧倒されている。2013 年 9 月 12 日、「食品関連問題についてのコミュニケーションの新しい課題」についての FoodRisC/EFSA 会合において、FoodRisC プロジェクトの研究結果が発表された。FoodRisC プロジェクトは、食品に関連する問題を効果的に普及するためコミュニケーターを援助し、明確なメッ

ページにより消費者の理解を促進することを目的とした EU 出資の 3 年半のプロジェクトである。

本プロジェクトの成果を生かすために、FoodRisC は情報（ガイドライン、事例研究、ヒント、具体的事例、研究ツールなど）提供サイトを作成した。

(<http://resourcecentre.foodrisc.org/>)

FoodRisC の研究者は、コミュニケーション戦略を練る場合にはジャーナリストについて考慮することの重要性を強調する。ジャーナリストは、広範な聴衆にメッセージを伝えるのに関与するだけではなく、メッセージの解釈や枠組みにも関与する。現在、専門ジャーナリストと「市民」ジャーナリスト（つまりソーシャルメディアのユーザー）の両方が食品についてコミュニケーションをしているため、FoodRisC は、両団体の「重要なコミュニケーター」にメッセージを伝えることを薦める。

食品の危機が起きた場合には、伝統メディアとソーシャルメディアの違いについて考慮すべきである。この点について検討するために、FoodRisC は、最近欧州で発生した 3 つの危機についての伝統メディアとソーシャルメディアでの報道を調査した。その結果、Twitter やオンラインニュース、blog などがますます重要なコミュニケーションチャンネルになりつつあることが示された。ソーシャルメディアのユーザーは、伝統メディアのユーザーより非常に早く反応し、そして同時に速やかに興味を失う。Twitter や Facebook、動画や画像共有サイトのようなソーシャルメディアチャンネルは過去数年で一般的になり、人々がオンラインで過ごす時間が有意に長くなった。FoodRisC は、コミュニケーターに何が言われていて、誰が言っているのかを監視することを薦める。それにより消費者の認識についての知見が得られ、起こりそうな問題や現在議論されている問題を検出することができる。また間違った情報や誤解を修正する機会にもなる。最後が特に重要で、インターネットの情報は長い時間が経ったあとでも検索エンジンで発見される「エコーチャンバー効果」からである。

食品のリスクやメリットに関する消費者の「検索」行動について理解するために FoodRisC はヨーロッパ 9 ヶ国で 6,000 人以上を対象にウェブによる調査を行った。その結果、消費者は食品の問題についてはテレビや新聞から最も多く学ぶことがわかった。インターネットについては、消費者は google のような検索エンジンでキーワードを検索することから始めることが最も多い。FoodRisC はソーシャルメディアの役割は増加しているもののまだ伝統メディアの役割が大きいと結論した。

強力なコミュニケーション戦略を作るために、FoodRisC はコミュニケーターに対し、特定事例での消費者の反応をよく観察し、それに対応することを薦める。FoodRisC は、消費者が新しい、矛盾する、あるいは明確でないメッセージに対して、どのように反応するかを探るためのオンラインツール VIZZATA を開発した。これを用いて 2013 年 1 月のアイルランド食品局が牛肉製品にウマやブタの DNA を検出したと発表した際の消費者の懸念を解析した。研究の結果、最初のうちは消費者の健康への懸念はほとんどなく、主に製品の表示が正しくないことを心配していたことが示された。

最後に、本プロジェクトでは人々の食品のリスク及びベネフィットの理解についての定量研究を行った。詳細インタビューにより、専門家や食品関係者はしばしば食品のリスクを「必ずしも避けることができるとは限らない」事態と認識しているのに対して、消費者はしばしば食品のリスクを「避けられるし、避けるべきだ」と感じていることがわかった。一般的に、消費者は食品のリスクはヒトの活動によるもので誰かの無責任のせいだと信じている。同時に食品のベネフィットについては栄養価や健康によいことと結びつけている。効果的コミュニケーションには、対象である聴衆を理解することが重要なステップである。

## 2. イタリアによる遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の Regulation (EC) No 1829/2003 第 34 条による緊急対策通知に関連する欧州委員会からの要請についての科学的意見

Scientific Opinion on a request from the European Commission related to the emergency measure notified by Italy on genetically modified maize MON 810 according to Article 34 of Regulation (EC) No 1829/2003

24 September 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3371.htm>

MON 810 の販売禁止を支持する文献としてイタリアが提出したものは、既に先の科学的意見で考慮済みか、あるいは共存に関するもので、EFSA の管轄外である。従ってイタリアの緊急対策を支持する科学的根拠はないと結論した。

## 3. 第 49 回助言フォーラム会合

49th meeting of the Advisory Forum

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/130925a.htm>

2013 年 9 月 25～26 日、Vilnius (リトアニア) で開催された。

クロアチアの食品安全と EU 加盟に関するプレゼンの後、EFSA の取り組みとして、科学的な協力体制、2014 年計画、国際的な協力体制、Plant Health のリスク評価、アクリルアミドの新規情報、リトアニアにおけるエネルギー飲料のリスク評価の経験、食品媒介疾患アウトブレイク調査での EFSA の役割、ハーブティー及び茶のピロリジジナルカロイドに関する BfR の研究結果等について議論された。

## 4. 2009～2011 年の欧州食品中の 3-モノクロプロパン-1,2-ジオール (3-MCPD) 分析と予備的暴露評価

Analysis of occurrence of 3-monochloropropane-1,2-diol (3-MCPD) in food in Europe in the years 2009-2011 and preliminary exposure assessment

EFSA Journal 2013;11(9):3381 [45 pp.]. 26 September 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3381.htm>

3-モノクロプロパン-1,2-ジオール (3-MCPD) は、食品加工により生じ、ヒト発がん性の可能性があるとして分類される汚染物質であり、SCF が耐容一日摂取量 (TDI) 2 µg/kg b.w.

を設定している。本報告書は、欧州加盟国が2009～2011年に調査しEFSAへ提出した1,235の分析結果に基づき、食品中の3-MCPD濃度について報告している。分布での左側の切り捨て部分（全体の59%）は、下限値（LB）、上限値（UB）、中央値（MB）で置換した。11食品グループ及び34サブグループの3-MCPDの平均値は、推定MBと範囲[MB（LB-UB）]として計算した。多くの食品グループで、平均値は「不検出」から50 µg/kgまでの範囲だった。「動物と野菜の油脂」及びそのサブグループではより高濃度[1020（960–1090）µg/kg]であった。全集団の食事からの暴露の平均値及び95パーセンタイル値（P95）は、EFSAの包括的食品摂取量データベースの個人摂取量データと平均値データを合わせて推定した。3-MCPDの平均暴露量は、大部分の集団（調査年齢集団；64集団中60集団）で1日当たり1 µg/kg b.w.未満であり、4つの集団では1～1.5 µg/kg b.w.であった。暴露量の95パーセンタイル値は、56集団で1日当たり2 µg/kg b.w.未満で、残りの8集団では2～3 µg/kg b.w.であった。「マーガリン及び類似品」は45集団（70%）の主な暴露源であり、18集団（28%）では「野菜油脂（クルミオイルを除く）」であった。他の暴露源は「パン及びロールパン」（総暴露への寄与率は平均6～26%）、「ファインベーカリー商品」（4～29%）、「保存肉（燻製）」（3～18%）であった。

---

●英国 食品基準庁（FSA：Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

### 1. カニのカドミウム対策

Tackling cadmium in crabs

18 September 2013

[http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/sep/cadmium\\_crab\\_sept13#.UjunNZKChaQ](http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/sep/cadmium_crab_sept13#.UjunNZKChaQ)

FSAは、各種加工工程によりカニみそのカドミウム量を低減する方法を探るためのワーキンググループを組織した。このグループはカニ加工産業向けのカドミウム低減のためのガイダンスを作成する予定である。最初の会合は10月に行われる。

### カドミウム調査：カニみそのカドミウム

Cadmium in brown meat from crabs

18 September 2013

[http://www.food.gov.uk/science/research/surveillance/fdsurvey\\_2013/cadmium\\_crabs\\_fsi\\_s913#.Ujun4pKChaQ](http://www.food.gov.uk/science/research/surveillance/fdsurvey_2013/cadmium_crabs_fsi_s913#.Ujun4pKChaQ)

### カドミウムとは何か？

カドミウムは天然に地殻に存在し、岩の風化や火山の噴火で環境中に放出され、金属の精錬や化石燃料の使用、肥料の使用などのヒトの活動によっても水や土壌や生物中の濃度

が増加する。

カドミウムは、植物が土壌から吸収し、動物が植物を摂取するためフードチェーンに入る。魚貝類は餌以外に水からもカドミウムを取り込む。食品中のカドミウムは直ちに健康に有害ではないが、高濃度を長期間摂取すると問題を引き起こす可能性がある。カドミウムは、腎臓に蓄積し、最終的には腎障害と高齢になってからの骨の脱ミネラル化を誘発しうる。

英国において、主なカドミウム摂取源は穀類及び穀類製品、野菜、ジャガイモである。これらの食品のカドミウム濃度は低いですが、摂取量が多いため寄与率が高い。内臓やシーフードの一部にはカドミウム濃度の高いものがあるが、ほとんどの人はそれらをあまり摂取しないので全体への寄与は小さい。喫煙は大きな暴露源であり、1日20～40本の喫煙でカドミウム暴露量が15～30%増加する。

#### カニのカドミウム

カニの脚及びツメの身のカドミウム濃度は低いですが、カニみそにはしばしば高濃度が含まれる。カニの身を含む一部の食品にはカドミウムのEU最大基準値が設定されているが、様々な国で幅広い濃度が報告されているため、カニみそには設定されていない。そのためEUは消費者に対してカニみそについての助言を提供するよう各国に薦めている。

### 調査結果

#### Cadmium in brown meat from crabs

[http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/cadmium\\_crabs\\_fsis.pdf](http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/cadmium_crabs_fsis.pdf)

英国で販売されている399製品を購入し、そのうち397製品のカドミウム濃度を分析した。製品により濃度は大きく異なり、0.01～26 mg/kgであった。

本調査の結果、カニみその摂取は成人や幼児のカドミウム暴露量に大きく寄与する可能性が示された。濃度にはばらつきがあるため、消費者にどの程度の摂取であれば安全であるか助言することができない。しかしながら、カドミウムの有害影響は長期大量暴露によるため、たまにカニみそを摂取して耐容週間摂取量(TWI)を超過したとしても懸念とはならない。カドミウム濃度が多様であるため、どのくらいの程度や頻度で超過しているかは不明である。本調査の結果、FSAはカニみそのカドミウム濃度低減方法を探るワーキンググループを招集した。

## 2. 科学とエビデンスに関する主任科学者の報告書発表

Launch of Chief Scientist report on science and evidence

25 September 2013

[http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/sep/cst\\_report2013#.UkTX8JKChaQ](http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/sep/cst_report2013#.UkTX8JKChaQ)

FSAは、7回目の主任科学者による年次報告書を発表した。これは過去1年、FSAがどのように科学と根拠を用いてきたかについての概要を提供する。

\*報告書：Chief Scientist's annual reports

<http://www.food.gov.uk/science/sci-gov/chiefsci/csreps/#.UkTsoZKChaQ>

本年次報告は、2012年4月～2013年3月を対象にしている。胃腸感染症による公衆衛生への影響は、引き続き重要なものである。第1項では、主な食品媒介病原菌としてカンピロバクター、*Listeria monocytogenes*、ノロウイルス、*E. coli*及びサルモネラの5つに対するFSAの取り組みを報告する。また、FSAが以前から出資しているカンピロバクターを原因とする食中毒の低減化に関する研究について、2013年3月にカンピロバクター戦略ワークショップを開催し、進捗状況を報告した。また、フードチェーンにおけるノロウイルスについて理解をより深めるための重要な取り組みについても報告する。第2項では、栄養、食事及び健康についての取り組みと、食物アレルギー及び不耐症への取り組みを紹介する。第3項では、FSAが科学的検討から得た知見をどのように政策や消費者保護のための助言に利用したか、例を挙げて紹介する。例は、牛肉へのウマ肉の混入事件への取り組み及びオリンピック・パラリンピック開催のための食品安全への取り組みなどである。他項では、FSAの研究結果、今後の戦略などをまとめている。

### 3. 新規食品成分の申請に関する意見募集：D-ベータ-ヒドロキシ酪酸エステル

Views wanted on D-beta-hydroxybutyrate ester

30 September 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/sep/novel-d-beta-hydroxybutyrate-ester/#.UkohRpKChaQ>

英国の会社がFSAに新規食品成分としてD-ベータ-ヒドロキシ酪酸エステルの販売認可申請を行った。これについて2013年10月20日まで意見を募集する。

D-ベータ-ヒドロキシ酪酸は、強い運動を続けたときなどのようにグルコースが不足している時に人体で生産される「ケトン体」である。申請企業は、アスリート限定サプリメントとしての使用を提案している。

- 
- 英国発がん性委員会 (COC : Committee on Carcinogenicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment)

<http://www.iacoc.org.uk>

#### 1. 19 September 2013 の議題

[http://www.iacoc.org.uk/meetings/documents/19thSeptember2013COCAgenda\\_001.pdf](http://www.iacoc.org.uk/meetings/documents/19thSeptember2013COCAgenda_001.pdf)

(一部抜粋)

- ・アルコールとがんのリスク

Proposed strategy for discussion of Alcohol and Cancer Risk

<http://www.iacoc.org.uk/papers/documents/CC1311COCAgendastrategyforalcoholandcancer.pdf>

[cer.pdf](#)

背景：保健省が 2014 年 1 月にアルコールのガイドラインを発表する予定で、COC にアルコールとがんについてのレビューを求めている。COC は 1995 年にアルコール飲料の発がん性についてレビューし、2004 年にアルコールが女性の乳がんの原因であるとみなすのが賢明であると結論している。英国の飲酒量が週に 1 ユニット以下に抑制できれば、約 6% (3.2~8.8%のあいだ) の乳がんが予防できるとされていた。COC は 1995 年に食道がんとアルコールの定量的用量反応関係について検討したが、閾値を設定することはできなかった。2005 年には新しくレビューを行い、1 日 30g 以上でリスク増加が明白であるがリスク増加が確認できない用量は同定できなかった。その後の文献もあわせて立場を明確にすることが求められている。

・表紙 G05 ガイドランスの最初のドラフト：発がん性用量反応の出発点の定義と強さの推定

Covering Paper

First Draft of COC Guidance Statement G05: Defining a Point of Departure and Potency Estimates in Carcinogenic Dose Response

<http://www.iacoc.org.uk/papers/documents/CC1310CoveringPaperG05PointsofDepartureFinal.pdf>

本ガイドランスは COC の 2004 版ガイドランスに基づいており、近年の進展として、POD (出発点) に BMD (ベンチマーク用量) を用いること、及び毒性データがない又は少ない化合物についてリスクの可能性が少ない濃度を同定するための TTC アプローチを取り入れた。近年のリスク評価における最も大きな変化は、COC ガイドランス G06 で対応している、遺伝毒性発がん物質に暴露マージン (MOE) アプローチを導入したことである。MOE の計算のために EFSA や JECFA は BMD を POD として使うのが望ましいとして採用した。共通の測定方法を用いることにより遺伝毒性発がん物質を比較、つまり優先順位を決定することができる。このガイドランス G05 では BMD の方法論について概説する。

COC の G05 では POD として T25 も扱っており、EFSA は 2005 年に BMD モデルが不可能な場合は T25 が使用できるとしたが、2010 年に Benford らが支持できないとした。COC の G06 の議論において、T25 より BMDL10 のほうが優れていると考えた。また TD50 についても強さを推定するものとして検討している。

閾値のある非遺伝毒性発がん物質については、BMD の方が好ましいものの NOAEL も POD として使用できる。2004 年時点では TTC は比較的新しい概念であったが、その後文献も増え TTC がガイドランスに含まれるべきであることに合意できた。

\*ガイドランス案本文

<http://www.iacoc.org.uk/papers/documents/CC1310AnnexAG05PointsofDepartureandPotencyEstimatesdraftfinal.pdf>

・遺伝毒性発がん物質の暴露マージン解釈についての FSA の研究プロジェクト

FOOD STANDARDS AGENCY FUNDED RESEARCH PROJECT ON

## INTERPRETATION OF MARGINS OF EXPOSURE FOR GENOTOXIC CARCINOGENS (T01051)

<http://www.iacoc.org.uk/papers/documents/CC139T01051MOEsCOCSeptember2013final.pdf>

### ・ビタミン E と前立腺がんリスク

<http://www.iacoc.org.uk/papers/documents/CC138VitaminEandtheriskofprostatecancerStatementJuly2013.pdf>

SELECT 研究で用いられたプラセボが大豆油であり、これに含まれるガンマ及びデルタトコフェロールは前立腺がんに対する活性があることから、研究結果の解釈に問題があることが指摘された。

### ・土壌中汚染物質の新しいスクリーニングレベルの開発

The Development of New Screening Levels for Contaminants in Soil

<http://www.iacoc.org.uk/papers/documents/CC137ContaminatedlandCategory4screeninglevelsC4SLs.pdf>

COT（毒性に関する委員会）がこのプロジェクトのための新しい用語「毒性学的懸念が低い（LLTC）」について、2008年に Defra が最小限のリスク（minimal risk）として述べた過剰生涯発がんリスク（ELCR）10万中1を使うのが適切かどうかについて尋ねられた。

COTは、10万中1の過剰リスクに相当する暴露量が科学的に導出できないので、BMDを用いたMOEを検討する必要があるとした。さらにELCRは国際的に使用されているものであり無視できないと指摘した。しかしながら、許容できるリスクを定義するのはリスク管理の仕事である。そのためCOCに助言が求められた。

土壌中汚染物質として、カドミウム、ベンゾ[a]ピレン、鉛、6価クロム、ヒ素、ベンゼンなどが対象。

---

## ● 英国 NHS（National Health Service、国営保健サービス）

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

### 1. Behind the headlines : 恐ろしい DNP 「ダイエット薬」に警告

Warnings issued over deadly DNP 'diet drug'

Thursday September 19 2013

<http://www.nhs.uk/news/2013/09September/Pages/Warnings-issued-over-deadly-DNP-diet-drug.aspx>

Daily Mail が「才能あるラグビープレイヤーの悲劇、オンラインで恐ろしい脂肪燃焼錠剤を購入して死亡した 18 才」と報道した。これは 2,4-ジニトロフェノール（DNP）を使用して死亡した Chris Mapletoft を報道した多くの新聞のうちのひとつである。この禁止された物質は、インターネットで「素晴らしいやせ薬」として宣伝されている。DNP は、2013

年はじめの学生 Sarmad Alladin 及び Sarah Houston の死亡にも関連する。

DNP は、20 世紀はじめに多数の工業工程で広く使用された化合物の総称である。1933 年、米国の研究者がヒトで代謝を亢進し速やかな減量に導くことを発見した。その後、痩身薬として販売された。しかしながら、極めて毒性が高く重大な副作用と死亡を引き起こしたことから、ただちに販売が中止された。1938 年、米国 FDA が「DNP は極めて危険でヒトの使用に適さない」という声明を発表した。DNP は、過去 10 年間にボディービルダーの間で、急速な減量の「簡単な解決法 (quick-fix)」として広まったと考えられる。おそらく、この情報が口コミやインターネットの掲示板などで拡散している。

FSA は、警察や地方当局と協力して DNP の販売根絶のために対応している。

---

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

## 1. 学校での朝のおやつ

Morning snacks at school

11/09/2013

<http://www.anses.fr/fr/node/75727>

<ANSES の仕事の紹介>

幼年、青年期の食習慣は主に家庭で習得され、学校の役割は少ない。これらの習慣は後の行動に重要な影響を与える。これに関連して ANSES は学校で子ども達に提供される朝のおやつに関する意見と勧告を発表した。

原則として、特に一日のエネルギーの過剰摂取を制限する必要性から、ANSES は正式な食事（朝食、昼食、アフタヌーンティー、夕食）の合間に食べる機会を作らないほうが望ましいと考えている。ANSES は、朝食やアフタヌーンティーのように正式な食事の枠組みの中でのみ、学校での食事は出されるべきであり、おやつとして切り離れた形式をとるべきではないと勧めている。

### 朝のおやつ

子どもたちの栄養不良や欠乏対策として、朝食をとらないことによる不足分を補うために、主に牛乳からなる朝のおやつが 1950 年代に初めて導入された。これは後に、ビスケットやチョコレートなどの他の食べ物が追加され、炭水化物と脂肪分の多い、より高エネルギーのおやつに変わった。

しかし、ANSES が行った食品調査によると、あまり朝食を食べない (INCA1 調査では 3~14 歳の子どもの 6%が週に 0~4 回朝食を食べている)、あるいは全く朝食を食べていない (INCA2 調査では 3~17 歳の子供たちの 1.4%のみが 7 日間中い子ども朝食を食べ

ていなかった)3歳以上の子どもは極少数であった。さらに、子どものカルシウム摂取量は、満足できる水準だった。従って、過去に提供されたクラス全員向けの朝のおやつは、子どもの個々の状況の違いを考慮していない。更に、朝のおやつは、その後の食事(アフタヌーンティー - INCA1 のデータ) のエネルギー摂取を減らすことにはならない。それどころか、一日のエネルギー摂取量において約4%の有意な増加をもたらしている。これらの観察に基づき、ANSES は2004年に発表された意見の中で、学校での朝のおやつは、その内容、出される時間、又は規則的で一様である性質から正当化することはできず、朝食をとらないことに対する適切な対策にはならないとした。

ANSES は、学校に着いて授業が始まる前に、学校での食事ガイドラインに従った内容のバランスのとれた朝食を、朝食を食べていない子どもたちに与えることを勧めている。ANSES の意見に基づき、教育省は2004年に地方教育局長に対し朝のおやつに関する勧告を発表した。この勧告は、学校での朝のおやつを準備する際には、地理的、社会経済的事実などの、教育的、社会的、文化的考慮をすべきであると強調している。

#### 「休み時間の果物」

教育的な理由から、週に一回児童に果物を配布する「休み時間の果物」キャンペーンの一部として、ANSES は異なる対象グループ(小、中、高校)に木の実、ドライフルーツ、種子の配布について種類、量、頻度についての助言を公式に求められた。

ANSES が行った専門家の評価は、このキャンペーンにふさわしい果物を区別する基準はないと結論した。ANSES は、可能な限り多様な生鮮、乾燥両方の果物を提供することを勧めている。また ANSES は、おやつはやめるという勧告に従い、アフタヌーンティーのような正式な食事のなかで果物を配布することを勧めている。

これらの提案は、キャンペーン実施ガイドラインに組み込まれている。

## **2. ECHA はビスフェノール A をより厳しく分類するという ANSES の提案をパブリックコメント募集に進めた**

ECHA puts ANSES's proposal for tougher bisphenol A classification up for public consultation

19/09/2013

<http://www.anses.fr/en/content/echa-puts-ansess-proposal-tougher-bisphenol-classification-on-public-consultation>

ビスフェノール A は、50年以上使用されている合成化合物である。昨年、食品容器への使用を禁止するための法律が議論の的になっている。ANSES が行ったビスフェノール A の使用と健康影響に関する調査は、2011年9月及び2013年4月に発表され、食品と接触する物質として代替品を利用することによりヒトのビスフェノール A 暴露が低減するという勧告につながった。欧州レベルでは REACH 規制に則って、ANSES は2012年9月にビスフェノール A を生殖毒性物質としてより厳しく分類することを提案した。欧州化学品庁は、フランスの提案を他の加盟国からの意見募集に進めた。

- 
- フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

#### 1. 栄養及び健康強調表示コントロールガイドライン

Guidelines for Control of Nutrition and Health Claims

Last modified 01.10.2013

<http://www.evira.fi/portal/en/about+evira/publications/?a=view&productId=349>

食品の規制当局向けガイド

---

- 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

#### 1. 公示

以下の製品は、各種ウェブサイトや一部の小売店で販売されている製品であり、FDA の検査で非表示の医薬品成分が含まれることが確認された。各製品の写真は各ウェブサイトを参照

- “收腹提臀 果香型减肥胶囊” or “Shou Fu Ti Tun Guo Xiang Xing Jian Fei Jiao Nang” Contains Hidden Drug Ingredient

9-17-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm368718.htm>

痩身用と宣伝されている製品からシブトラミン及びフェノールフタレインが検出された。

- XZen 1200 Contains Hidden Drug Ingredient

9-24-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm369604.htm>

性機能増強用と宣伝されているダイエットサプリメント XZen 1200 から、タダラフィルが検出された。

- Xzen Gold Contains Hidden Drug Ingredient

9-24-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm369625.htm>

性機能増強用と宣伝されている XZen ゴールドから、シルデナフィル及びタダラフィルが検出された。

- Xzen XPress Contains Hidden Drug Ingredient

9-24-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm369628.htm>

性機能増強用と宣伝されている Xzen XPress から、シルデナフィル及びタダラフィルが検出された。

- XZone Premium Contains Hidden Drug Ingredient

9-24-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm369612.htm>

性機能増強用と宣伝されている XZone から、シルデナフィル、タダラフィル及びダポキセチンが検出された。

- Wood-E Contains Hidden Drug Ingredient

9-24-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm369619.htm>

性機能増強用と宣伝されている Wood-E から、シルデナフィルが検出された。

## 2. 警告文書 (2013年9月17日、24日公表分)

- Brower Enterprises 9/9/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm368186.htm>

ダイエタリーサプリメント CGMP 違反、各種サプリメントの疾患予防や治療宣伝が未承認新規医薬品に該当する。

- Y. S. Health Corp. 8/29/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm367832.htm>

ダイエタリーサプリメント CGMP 違反、各種サプリメントの疾患予防や治療宣伝が未承認新規医薬品に該当する。

- GumRunner, LLC 8/22/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm367896.htm>

カフェイン入りガムなどの皮膚がんやパーキンソン病予防などの効果宣伝が新規医薬品に該当し、虚偽および誤解を招く宣伝である。

- Sigel Cattle Company, Inc. 9/5/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm367747.htm>

子牛の残留動物用医薬品フルニキシンの違法である。

- Elder Grove Dairy 8/30/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm367603.htm>

子牛の残留動物用医薬品チルミコシンが違法である。

- Insight Pharmaceuticals Corporation 9/19/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369290.htm>

- Homeolab Inc. 9/19/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369655.htm>

- Medtech Products, Inc. 9/19/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369286.htm>

- Topco Assoc 9/19/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369486.htm>

全て各種ホメオパシー製品の疾患治療宣伝が違法である。(注：米国では合法的に販売できるホメオパシーもあるものの、多くの場合違法に販売されている)

- Cheshire Valley Farms LLC 9/17/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369073.htm>

食用に販売された子牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルが違法である。

- Machia and Sons Dairy, LLC 9/16/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm368609.htm>

食用に販売された子牛の残留動物用医薬品スルファメトキサゾールが違法である。

- Bella Holsteins, Incorporated 9/13/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369264.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルが違法である。

- Samuel A. Fisher Farm 9/13/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369079.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品スルファジメトキシシンが違法である。

- Belter John Jr dba Ethan Allen Farm 9/12/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm368301.htm>

食用に販売された子牛の残留動物用医薬品ネオマイシン、ゲンタマイシンが違法である。

- James T. Blue & Sons, Inc. 9/5/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm368608.htm>

食用に販売された子牛の残留動物用医薬品ネオマイシンが違法である。

- Peyerk Brothers Dairy LLC 8/15/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369189.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルが違法である。

- Pure Energy Products, Inc. 9/6/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm369317.htm>

安全ではないとされる DMAA (1,3-ジメチルアミルアミン) 含有ダイエットサプリメントを販売している。また CGMP 違反でもあり、各種サプリメントが未承認新規医薬品に該当する。

### 3. FDA は食品添加物安全性事務所への電子申請についての企業向け訓練ビデオシリーズ

を発表

FDA Launches a Series of Training Videos for Industry on Electronic Submissions to the Office of Food Additive Safety

September 25, 2013

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm369646.htm>

FDA は、企業が食品添加物安全性事務所（Office of Food Additive Safety : OFAS）へ電子申請をする場合に役立つ訓練ビデオシリーズを発表した。これは、電子申請に関する 2010 年ガイダンス案を補足するものであり、全部で申請のタイプ別に 6 本で構成されている。

---

● 米国 NTP（National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム）

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. 発がん物質報告書候補：情報を求める

Nominations to the Report on Carcinogens; Request for Information

Federal Register / Vol. 78, No. 183 / Friday, September 20, 2013 / Notices

[http://ntp.niehs.nih.gov/NTP/PressCtr/FRN/2013/78FRN183ROC20130920\\_hm.pdf](http://ntp.niehs.nih.gov/NTP/PressCtr/FRN/2013/78FRN183ROC20130920_hm.pdf)

<http://ntp.niehs.nih.gov/?objectid=C3265922-AFC1-098A-6BDE6B05F18DE4AC>

20 の RoC 候補についての情報を、2013 年 10 月 18 日まで募集する。

候補物質としては、アロエベラ、イチョウ抽出物、ゴールデンシールルートパウダー、カバカバ抽出物、プレゴン、ニッケルナノ粒子、木が燃えて発生する煙などが含まれる。

---

● 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. EPA は HBCD のより安全な代用品を含む難燃剤を評価

EPA Evaluates Flame Retardants Including a Safer Substitute for HBCD

09/24/2013

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/0c0affede4f840bc8525781f00436213/47bc6ea808c5237185257bf00055aad0!OpenDocument>

EPA は、より安全な化学物質の利用を推進する取り組みの一環として、難燃剤（環境汚染物質）であるヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）の代用品についての報告書案を発表した。

\* 報告書案: Flame Retardant Alternatives for HBCD Partnership - About this Project

<http://www.epa.gov/dfe/pubs/projects/hbcd/about.htm>

この案についての意見は2013年11月22日まで受け付ける。

代用品の候補物質は、ブタジエンスチレン臭化コポリマー (CAS RN 1195978-93-8) とテトラプロモビスフェノール A (TBBPA)-ビス臭化エーテル誘導体 (CAS RN 97416-84-7)の2つのみで、そのうち前者がHBCDより安全性が高いとしている

---

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

### 1. USDA は農業の共存にパブリックコメント募集を発表

USDA Announces Request for Public Input on Agricultural Coexistence

September 20, 2013

<http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2013/09/ac21.shtml>

Tom Vilsack 農務長官は、USDA がまもなく米国における農業の共存についてのパブリックコメント募集を官報で告知すると発表した。バイオテクノロジーと21世紀の農業に関する助言委員会が、USDA は教育とアウトリーチを強化することで農業の共存を支持すべきだと助言した。これに対応して、我々は共存に関心のある全ての人たちに、共存の意味やどういう寄与をしているか、何が必要かを尋ねる。

共存とは、伝統的農法からオーガニック、分別生産、遺伝子組換え作物などの多様な農法による作物が同時に栽培されていることを指す。

### 2. 米国のオーガニック企業はオーガニック貿易の米日パートナーシップを賞賛

U.S. Organic Industry Praises U.S.-Japan Partnership in Organic Trade

Sept. 26, 2013

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentid=2013/09/0193.xml&contentidonly=true>

USDA は、日本と米国の有機認証プログラムを同等と認めるパートナーシップを結んだことを発表した。

\*参考：(農林水産省) 有機JAS制度による認証を受けた有機農産物等に「organic」等と表示して米国へ輸出することが可能となることについて

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/130926.html>

### 3. Genective のグリホサート耐性トウモロコシ、Monsanto のグリホサート耐性キャノーラ、monsanto の雄性不稔トウモロコシの規制解除

Determination of Nonregulated Status for Genective's Glyphosate-Tolerant Corn

Determination of Nonregulated Status for Monsanto's Glyphosate-Tolerant Canola

Determination of Nonregulated Status for Monsanto's Male-Sterile Corn  
September 26, 2013

<http://www.aphis.usda.gov/biotechnology/news.shtml>

各々のリスク評価や環境評価文書などへのリンク先をまとめている。

- 
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)  
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 通知

Notification Circular 18-13

1 October 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification-Circular-18-13.aspx>

意見募集

・ (P274) 乳児用食品の最少年齢表示レビュー：乳児用食品の表示において「4ヶ月以降」を「6ヶ月頃」に改訂する提案について

認可及びフォーラム通知

- ・ (A1075) 食品添加物としてのキラヤ抽出物（乳化剤）
- ・ (P1019) 魚の加工助剤としての一酸化炭素

その他

- ・ (P236) スポーツフードの提案却下
- ・ MRL 改訂

- 
- オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)  
<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 補完医薬品：コンプライアンスレビューにより ARTG から取り消されたもののリスト  
Complementary medicines: Cancellations from the ARTG following compliance review  
From 1 July 2012

<http://www.tga.gov.au/industry/cm-cancellations-cr.htm>

オーストラリアでは、補完・代替医薬品は、他の医薬品（処方薬等）と同様に Australian

Register of Therapeutic Goods (ARTG) において登録またはリスト化される必要がある。

最近 ARTG リストから取り消されたものとしては、ラクトフェリンサプリメント製品、痩身用グリーンコーヒー、レイシ製品、ビタミン錠剤などがある。

---

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

### 1. 単花マヌカハニーの定義オプション

Options for Defining Monofloral Manuka Honey

SEPTEMBER 2013

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/options-for-defining-monofloral-manuka-honey/index.htm>

2013年9月30日まで意見を募集。

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/options-for-defining-monofloral-manuka-honey/2013-38-proposals-for-nz-manuka-honey-claims.pdf>

ハチミツの表示、特にマヌカハニーについては虚偽表示がしばしば見られる。そこで消費者が誤解しないような定義及び表示に関するガイドラインの発行を目的としている。

ニュージーランドは、2012/13年に16,000トンのハチミツを生産し、過去10年間にこの産業は成長している。2012年の輸出額は1億2,000万ドル相当であり、そのうち80~90%がマヌカハニーである。マヌカハニーは他のハチミツに比べて高値で売れる。

コーデックスにはハチミツの個別規格がある。ニュージーランドにおいてマヌカハニーを定義するのに、花粉の量とメチルグリオキサール量のいずれに基づくのか、又は両方に基づくのかなどを検討している。表示内容についても検討したが、Food Standards Codeにより規制されているため、マヌカハニーに健康強調表示はできないとしている。

### 2. 生肉中の亜硫酸塩調査

Ministry investigation into sulphite in raw meat

25 September 2013

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/ministry-investigation-sulphite-raw-meat.htm>

一次産業大臣は、生鮮肉の調査が昨夜のTVNZのトップニュースになったことが消費者に必要な安全上の懸念を引き起こしたかもしれないと述べた。

本日、一次産業省は、これまでの生鮮赤身肉の保存料使用に関する調査では、問題が広範にわたっているということはないと発表した。一次産業省はオークランド地方の一部の

と畜場と食料品店で肉への亜硫酸塩使用の疑いに関して調査している。

生鮮肉の保存期間を伸ばし、変色しかかった肉を新しく見せるための亜硫酸塩の使用が、少数の「悪徳」経営者グループによって行われているが、それは肉提供者の多数を占めるものではないことが判明した。

一次産業省動物及び動物製品長官の Matthew Stone 氏は、ニュージーランドの食品の安全性を保障するために、違法行為が発覚したらさまざまな法的処分を考えていると述べた。さらに、これはニュージーランド国内の肉の取り扱いと小売りに関する問題であり、輸出肉に関する問題ではないと指摘した。二酸化硫黄のような亜硫酸塩は、世界中で多様な食品に使用される食品添加物である。ニュージーランドではその使用は法により規制され、表示されなければならない、一次産業省が監視している。最初の検査では、10 件のオークランドの肉店及び食料品店において生鮮肉に亜硫酸塩が検出されたと Stone 氏は述べた。亜硫酸塩は、加工肉商品（及び、多様な他の食品）での使用は許可されているが、生鮮肉には添加が認められていない添加物である。このため、さらに 27 施設から生鮮赤身肉検体を採取した。2 週間以内に実態がわかる予定である。添加物の不正使用は、食品基準コード及び食品法 1981 違反である。法律では、違反者は個人では 5,000 ドル、団体では 20,000 ドルの罰金の支払いが課せられている。

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 政府は調製粉乳の供給を確保する

Gov't to ensure formula supply

September 29, 2013

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/09/20130929\\_174705.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/09/20130929_174705.shtml)

食物衛生局長 Dr Ko Wing-man は、政府は調製粉乳の供給が地元の需要を確実に満たすことが確認されない限り、輸出制限を廃止することは検討しないと述べた。

2. 食品から違法色素発見

Illicit dye found in food products

September 30, 2013

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/09/20130930\\_143958.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/09/20130930_143958.shtml)

紅腐乳 3 検体から Sudan II が検出された。食品安全センターは、先月の食品安全報告発表と同時に販売業者が問題の製品の販売を中止し回収していると述べた。

---

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 説明資料 (NEWSIS など「イムネヒョン (林來玄 : 民主党の議員) 福島県水産物先月まで輸入された」という記事関連)

検査実査課 2013-09-13

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=57&pageNo=1&seq=21287&cmd=v>

食品医薬品安全処は、NEWSIS などによる「イムネヒョン議員が福島県の水産物が先月まで輸入されていたと主張」という記事について、次のように説明する。

日本の福島原子力発電所事故以後、食品医薬品安全処は、福島など 8 県 50 水産物に対して輸入禁止にし、9 月 9 日の日本産水産物臨時特別措置により、8 県のすべての水産物について輸入を禁止している。しかし、日本の福島原子力発電所事故以後、福島原産の陸水産物の輸入実績はなく、8 県のうち群馬・栃木 2 県からは水産物が韓国に輸入された実績はない。残り 5 県からは水産物が輸入された実績があったが、輸入時ごとに放射能検査を実施し、基準値超過のものはなかった。

食品医薬品安全処は、現在、日本産輸入水産物から放射能が微量でも検出された場合には、ストロンチウム、プルトニウムなどその他核種について追加証明書を要求し、放射能に少しでも汚染された日本産水産物が国内に流入しないよう管理している。

2. 説明資料 (京郷新聞が報道した「日本全国水産物の放射能検出」関連)

検査実査課 2013-09-09

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=57&pageNo=1&seq=21247&cmd=v>

2013 年 9 月 9 日 (月) 京郷新聞などが報道した「日本全域水産物から放射能検出」の記事について、次のように説明する。

食品医薬品安全処は、日本福島原子力発電所事故以後、日本産水産物の放射能検査を実施した結果、現在まで基準値を超過した水産物は確認されていないことを報告する。

韓国政府は、9 月 6 日、日本産輸入水産物の安全管理を強化するために、福島周辺 8 県のすべての水産物に対して 9 月 9 日 (月) から輸入を禁止すると発表した。また、水産物の輸入が禁止された 8 県以外の地域の水産物については、輸入検査の結果で放射性物質が少しでも検出されれば農産物及び加工食品のようにストロンチウム、プルトニウムなどその他核種の検査証明書を要求して事実上放射能に少しでも汚染された水産物が国内に流入することがないようにした。同時に、国産食品の放射能基準も強化し、現在適用しているセシウム基準 (370Bq/kg) を日本産食品の基準である 100 Bq/kg に変更することにより、日本産水産物が国産として流通することのないようにした。

食品医薬品安全処は、今後も、輸入禁止措置中の日本 8 県以外の地域で放射能基準を超過した水産物が発見された場合には、輸入禁止地域拡大などを検討していく計画である。

\*参考資料：日本産輸入食品放射能検査結果（2013.9.6～9.12）

検査実査課/輸入食品政策課 2013-09-13 添付ファイルあり（1個）

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=57&pageNo=1&seq=21297&cmd=v>

### 3. 食品医薬品安全庁、日本の水産庁関係官面談

農畜水産政策課/検査実査課 2013-09-16

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=1&seq=21310&cmd=v>

－日本の福島原子力発電所事故に関連して日本側の意見聴取－

食品医薬品安全処は、2013年9月16日に来韓した日本水産庁関係者から日本側の意見を聞いた。日本水産庁の香川謙二増殖推進部長らは、9月6日に韓国政府が発表した福島周辺8県のすべての水産物に対する輸入禁止等の臨時特別措置に対し、科学的な根拠に基づき直ちに解除することを求める日本政府の立場を伝えた。

これに対し、食薬処農畜水産物安全局長は、放射能汚染関連情報の共有が迅速でなかったことを指摘し、韓国政府の措置は不確実な状況で国民の健康と安全を考慮したためと説明した上で、今後のより積極的に迅速な情報提供を要請したと発表した。

### 4. 海外インターネットサイトの販売商品の購入に注意！

食品管理総括課/新型有害物質チーム 2013-09-13 添付ファイルあり（1個）

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=1&seq=21289&cmd=v>

食品医薬品安全処は、海外インターネットサイトでダイエット効果などを標榜して販売されている42製品の収去検査の結果、12製品から食品に使用できない有害成分が検出されたため、放送通信審議委員会に接続遮断要請したと発表した。

今回有害成分が検出された製品は、性機能改善用5製品、筋肉強化用1製品、ダイエット用6製品であった。性機能改善と筋肉強化を標榜した製品 ViaHerbal、Nite Rider、ViaGine、Zyrexin、Fornatab 2.0、Amidren などからは、シルデナフィル等が1カプセルあたり0.69～51.81 mg 検出された。ダイエット効果を標榜した製品 alli、African mango、Shred matrix、Gold slim super diet、Slimsap、Blackjax extreme energizer などからは、オルリスタット等が1カプセルあたり1.96～24.55mg 検出された。

海外インターネットサイトで購入した食品は正規輸入製品とは異なり、輸入者名、原材料、流通期限等のハングル表示がなく簡単に区別できる。食薬処は、そのような製品は今回の検査結果のように有害物質が含まれるなど安全性を確認できないため、注意を喚起する。

---

● インド食品安全基準局（FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India）

<http://www.fssai.gov.in>

## 1. 食品安全基準と FAQ

Food Safety And Standards Licensing & Registration of Food Business Regulation 2011 and FAQs. (Dated : 25-09-2013).

<http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/2%20Food%20Safety%20and%20Standards%20Food%20Product%20Standards%20And%20Food%20Additives%20Regulation%202011%20and%20FAQ.pdf>

食品安全基準（食品基準及び食品添加物）法 2011 が、2011 年 8 月 5 日に発効しており、食品中物質について様々な基準が導入されている。本法は 3 項からなり、第 1 項は法の発効日、特定食品の定義及び加工技術について、第 2 項は各食品群の定義及び基準、第 3 項は食品添加物に関する内容である。各項の概要と本法に関する FAQ を記載している。

---

### ● その他

#### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- チリ農業牧畜局(SAG)、家きん肉のダイオキシン汚染に関する情報を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03890060309>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市場流通食品中の残留動物用医薬品の検査結果を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03890520493>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03890560493>
- ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）、ライ麦パン及びライ麦小粉の麦角アルカロイド類の独自評価に関する意見書を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03890990314>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、セーヌ湾のホタテ貝で頻繁に観察された記憶喪失性貝毒(ドウモイ酸)の汚染に関するリスク管理制度改善についての意見書の抜粋を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03891060475>
- 台湾衛生福利部、「サナギタケ(Cordyceps militaris)子実体」を原材料とする食品について、注意書き等に関する草案を公表、意見募集を開始  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03891250492>

#### ProMED-mail

- 原因不明の病気、子ども インド（第 2 報）：ビハール

Undiagnosed illness, children - India (02): (BR) RFI

2013-09-23

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130923.1963903>

—Date: Sun 22 Sep 2013 Source: The Indian Express [summarized & edited]—

毎年、モンスーンがやってくる3ヶ月前に、2～5才の子ども達900～1,200人が謎の病気になる。最初は倦怠感と微熱の症状を呈し、朝に向かって悪化し、多くは病院に行く前に死亡する。ビハールでは、2011年は44人、2012年は121人、2013年は39人が死亡した。ビハールの保健大臣 Sanjay Kumar は、本年の人数が少ない理由は不明であることを認めた。本年は米国 CDC のチームが招聘され、2013年9月の第一週に報告書を提出した。調査の結果、既知のウイルスは陰性であった。昨年も複数の機関が検査したが、ウイルスは検出されていない。10人の子どものMRI検査の結果、脳組織に炎症の兆候は認められなかった。感染の兆候も全くなかった。肝機能や腎機能による毒素の検査も陰性であり、毒物を吸収したという証拠もない。そのため環境因子を視野に入れている。1つは暑さで、暑さと湿度の増加が熱中症につながる可能性が示唆されている。子どもたちは全て栄養不良である。

● テトロドトキシン中毒、ヒト フランス (レユニオン)

Tetrodotoxin poisoning, human - France: (Reunion

2013-09-22

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130922.1961870>

—Date: 20 Sep 2013 Source: Linfo.re [in French, trans. Corr.SB, edited]—

保健当局は、2013年9月10日にフグの喫食により食中毒になった10人が全員退院したと9月20日に発表した。原因となった魚がフグの仲間であることを確認し、残品からテトロドトキシンを検出した。フランス海洋研究開発機関 (ARVAM) によると、レユニオンにおけるテトロドトキシン中毒は次の通りである。

1959年 患者13人、12人入院

1972年 患者7人 2人死亡

1980年 患者2人

1989年 患者1人

2009年12月24日付の法令により、フグは販売禁止の有毒魚リストに掲載されている。

● 麻痺性貝毒中毒—オーストラリア (西オーストラリア) 警告

PARALYTIC SHELLFISH POISONING - AUSTRALIA: (WESTERN AUSTRALIA)  
ALERT

2013-09-19

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130919.1954502>

最近の検査で South Yunderup の天然貝類から有毒な可能性のある微少藻類が多量に確

認された。Murray 州は住民や旅行者に対して Peel-Harvey 河口の全ての天然貝類を食べないよう警告している。

● 砒素中毒、水 中国（貴州）

ARSENIC POISONING, WATER - CHINA: (GUIZHOU)

2013-09-26

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130926.1968250>

—Date: Wed 25 Sep 2013 Source: Xinhua News Agency [edited]—

中国貴州省で、夏の干ばつ期に廃鉱の水を飲んだ農民 8 人が砒素中毒と診断され、他に 68 人が症状を呈している。重症者はいない。地方当局は、9 月 16 日の週の末に多数の農民が症状を訴え、ヒ素中毒であることが 24 日に確認されたとしている。消防車が現在飲料水を提供している。近くの水処理施設から水道をひいており、金曜日（27 日）には終了予定である。

**EurekaAlert**

TV の医薬品宣伝：偽りのない真実？

TV drug ads: The whole truth?

16-Sep-2013

[http://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2013-09/dmc-tda091613.php](http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2013-09/dmc-tda091613.php)

消費者は、テレビで医薬品の宣伝を見る時には気を付ける必要がある。 *Journal of General Internal Medicine* に発表された報告によると、10 の宣伝のうち 6 つは見ている人を誤解させる可能性がある。2008 年から 2010 年に包装された 168 の処方薬及び OTC 薬の宣伝をレビューした。違法であり罰金が科せられる虚偽の宣伝は少なかった（10 件中 1 件）が、重要な情報の欠如、誇張情報、意味のないライフスタイルとの関連を述べるなどの誤解を招く宣伝は 10 件中 6 件であった。OTC 薬の宣伝では、10 件中 8 件が誤解を招くものであった。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室